

障害者自立支援給付支払等システムに係るQ&A

No	区分	質問	回答	備考
1	相談支援の充実	計画相談支援の支給期間について、受給者証例においては、年月となっているが、インタフェース仕様書では年月日を設定することとなっている。この場合、開始年月日及び終了年月日(日)はどのように設定すればよいか	開始年月日(日)は1日を設定し、終了年月日(日)は、当該終了年月の末日を設定することとする。	システム担当者説明会資料 (平成24年3月2日開催)
2	相談支援の充実	事務処理要領(案)において、計画相談支援給付費の支給開始月は、新規に計画相談支援給付費の対象となる者については、「サービス利用支援を実施する月(サービス等利用計画を作成する月)」とされているが、サービス利用支援を実施する月が障害福祉サービス等の支給開始月の前月となるような場合、受給者異動連絡票情報(基本情報)の項番16「所得区分コード」及び項番19「利用者負担上限月額」はどのように設定するのか。	所得区分コードには「99:その他」を、利用者負担上限月額には「0円」をそれぞれ設定することとする。なお、翌月以降の障害福祉サービス等に係る受給者異動連絡票情報送付時に、認定した所得区分及び決定した利用者負担上限額を設定することとする。	システム担当者説明会資料 (平成24年3月2日開催)
3	相談支援の充実	地域移行支援サービス費の退院・退所月加算は、退院又は退所日が月の初日の場合でも退院又は退所日が属する月に算定するのか。	退院又は退所日が月の初日等の場合は、退院又は退所日が属する月の前月に算定できるものとする。なお、この場合、支払等システムの点検において、「EL63(※受付:退院・退所日がサービス提供年月と一致しません)」の警告が発生するが、市町村での審査において、正常として扱っていただきたい。	システム担当者説明会資料 (平成24年3月2日開催)
4	報酬改定	インタフェース仕様書(事業所編)(6)介護給付費等明細書集計情報レコード等の「単位数単価」の桁数は、整数部2桁、小数部3桁とされているが、平成24年4月以降においては、訪問系サービスの基準該当事業所において、小数部4桁となる場合がある。この場合は、小数部4桁目を四捨五入すればよいか。	お見込みのとおり。	システム担当者説明会資料 (平成24年3月2日開催)
5	報酬改定	障害者における1単位数単価の見直しに当たった経過措置において、平成24年度は17区分、平成25年度は14区分、平成26年度は20区分、平成27年度は7区分とされているが、システムにおける地域区分コードは、それぞれの年度において、どのコードを使用するのか。	それぞれの年度において、インタフェース仕様書共通編 1.4コード一覧の項番16「地域区分コード」における次のコードを使用する。 平成24年度 01:一級地~16:十六級地、20:その他 平成25年度 01:一級地~13:十三級地、20:その他 平成26年度 01:一級地~19:十九級地、20:その他 平成27年度 01:一級地~06:六級地、20:その他	システム担当者説明会資料 (平成24年3月2日開催)
6	障害児支援の強化	18歳以上の重症心身障害児(者)通園事業利用者については、基本的には、新自立支援法による支給決定と同様の手続きにより、生活介護の支給決定を行うこととされているが、施行日までに障害程度区分の認定が間に合わない等やむを得ない場合には、区分認定なしで支給決定を行っても差し支えないとされており、その際には、障害児通所給付費と同程度の単価を設けることとされている。これは、具体的にはどのような報酬単価となるのか。また、システムにおける支給決定コードはどのコードを使用するのか。	生活介護サービス費の各定員ごとの区分5の報酬を適用する。システムにおける支給決定コードは、「222000:生活介護経過的措置対象者決定」を使用する。なお、この場合、支払等システムの点検において、「PA58(※資格:受給者の障害程度区分が算定要件を満たしていません)」の警告が発生するが、市町村での審査において、正常として扱っていただきたい。	システム担当者説明会資料 (平成24年3月2日開催)
7	その他	旧法施設における退所時特別支援加算及び障害児施設給付費における地域移行加算の算定については、退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に算定することとされているが、平成24年3月に退所し、4月に加算の算定要件を満たす支援を行った場合は、どのように請求するのか。	平成24年3月サービス提供分として、3月分の本体報酬等と併せて請求するものとする。	システム担当者説明会資料 (平成24年3月2日開催)

No	区分	質問	回答	備考
8	その他	インタフェース仕様書(都道府県編) 事業所訂正連絡票情報(サービス情報)等の「障害児施設区分」のバイト数が「1」となっているが、インタフェース仕様書(共通編)の「障害児施設区分(障害児給付費)」のバイト数は「2」となっている。どちらのバイト数が正しいのか。	インタフェース仕様書(都道府県編)の記載誤り。正しくは、別添1のとおりである。	システム担当者説明会資料 (平成24年3月2日開催)
9	その他	インタフェース仕様書における過誤申立情報の申立事由コードについて、共通編、都道府県編、市町村編それぞれにおいて、コードの説明が以下のとおり異なるが、どちらの記載が正しいのか。【申立理由番号】(下2桁) 共通編 32:提供実績記録票取消による実績の取り下げ 都道府県編 32:提供実績記録票取消による実績の取り下げ 市町村編 32:提供実績記録票誤りによる実績の取り下げ	インタフェース仕様書(共通編)(都道府県編)の記載誤り。正しくは、別添2のとおりである。	システム担当者説明会資料 (平成24年3月2日開催)
10	その他	インタフェース仕様書(市町村編) 補装具費支給レコードの項番9～13において、「※5:障害福祉サービス、または障害児支援の受給者ではない場合に設定する。」との記載があるが、どのようなケースにおいて設定するのか。	インタフェース仕様書(市町村編)の記載誤り。正しくは、別添3のとおりである。	システム担当者説明会資料 (平成24年3月2日開催)
11	その他	インタフェース仕様書(都道府県編) 事業所異動連絡票情報(サービス情報)等において、「事業運営安定化事業による助成の有無」の項目があるが、事業運営安定化事業は、平成24年3月までの事業であり、平成24年4月以降は、新体系定着支援事業となると認識している。 インタフェース仕様書においては、「事業運営安定化事業」と記載されているが、これは「新体系定着支援事業」の誤りではないか。 そうであれば、インタフェース仕様書(都道府県編)P75のマトリクス表では、障害児支援のサービス種類に「○」が記されていないが、該当サービスがないということか。	インタフェース仕様書においては、「事業運営安定化事業」を「新体系定着支援事業」に読み替える。 インタフェース仕様書(都道府県編)P75のマトリクス表は、記載誤りである。 正しくは、別添4のとおりである。	システム担当者説明会資料 (平成24年3月2日開催)
12	障害児支援の強化	平成24年4月以降、児童デイサービスの利用者は、未就学児童も含めて放課後等デイサービスにみなされることとなるが、未就学児童に係る通所給付決定の間の報酬は、どのように算定すればよいか。	報酬については、放課後等デイサービス給付費の休業日の報酬を算定する。 その場合、実績記録票の「提供形態」欄は、平日におけるサービス利用の場合であっても、「2:休業日に行う場合」を設定する。	平成24年3月30日付け 事務連絡
13	障害児支援の強化	経過的な生活介護サービス費及び経過的施設入所サービス費の請求に係る実績記録票については、紙等で市町村へ提出することとなっているが、様式は示されないのか。	別添5「経過的な生活介護・施設入所支援サービス提供実績記録票」を使用されたい。	平成24年3月30日付け 事務連絡
14	障害児支援の強化	現在、児童デイサービスの指定を受けている事業所は、平成24年4月以降、児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る指定を受けたものとみなされるが、この事業所が、別途、保育所等訪問支援の指定を受ける場合の事業所番号はどのように付番すればよいか。	この場合、保育所等訪問支援の指定に係る事業所番号は、児童発達支援及び放課後等デイサービスとは、別の事業所番号を設定する。	平成24年3月30日付け 事務連絡
15	障害児支援の強化	決定サービスコード「生活介護児童移行者対象者決定」の決定支給量は、どのように設定するのか。	原則として、各月の日数から8日を控除した日数を設定する。	平成24年3月30日付け 事務連絡

No	区分	質問	回答	備考
16	相談支援の充実	計画相談支援において、同一の月に、同一の計画相談支援対象障害者等に対して、サービス利用支援を行った後に、継続サービス利用支援を行った場合には、計画相談支援給付費請求書には、計画作成日とモニタリング日のどちらを記載すればよいか。	モニタリング日を記載する。 なお、障害児相談支援についても同様の取り扱いとする。	平成24年3月30日付け 事務連絡
17	相談支援の充実	インタフェース仕様書(都道府県編)障害児支援受給者台帳情報(基本情報) 項番33「障害児相談支援有無」について、「1:無しを設定する」と記載されているが、既に国保連合会の台帳に登録されている異動年月日が平成24年3月以前の情報についても、1:無しを設定されるのか。	お見込みのとおり、1:無しが設定されることとなる。 なお、障害児支援受給者情報突合情報(基本情報)についても、1:無しを設定することになる。	平成24年3月30日付け 事務連絡
18	報酬改定	インタフェース仕様書(事業所編) サービス提供実績記録票情報(2)基本情報レコード 項番16~29(「合計1~4」欄)のバイト数が4から5に変更されているが、平成24年4月より平成24年3月サービス提供以前分も適用されるのか。	平成24年5月請求分より、平成24年3月サービス提供以前分も含めて適用される。	平成24年3月30日付け 事務連絡
19	報酬改定	インタフェース仕様書(都道府県編) 事業所異動連絡票情報(サービス情報) 項番102「主たる事業所サービス種類コード」の設定について、短期入所の単独型事業所の場合は、値の設定を省略してもよいか。	平成24年4月以降、短期入所の単独型事業所の場合は、「22:生活介護」を設定する必要がある。	平成24年3月30日付け 事務連絡
20	その他	インタフェース仕様書(都道府県編) 事業所異動連絡票情報(サービス情報) 項番122「指定有効開始年月日」、項番123「指定有効終了年月日」及び項番124「指定更新申請中区分」は、平成24年4月以降の異動情報であれば、新規、変更、終了のいずれの情報であっても必須項目となるのか。	基準該当事業所以外の事業所については、必須項目となる。	平成24年3月30日付け 事務連絡
21	その他	インタフェース仕様書(共通編) 15ページに、決定サービスコード「240925:短期入所加算特別重度支援加算Ⅰ対象者」、「240926:短期入所加算特別重度支援加算Ⅱ対象者」が追記されているが、この趣旨及び取扱は如何か。	「平成24年4月施行に係るインタフェース仕様書等(確定版)の提示について」(平成24年3月30日付事務連絡)でお示ししている、インタフェース仕様書並びに別紙6-1「請求サービスコードと決定コードの対応表」において、「短期入所加算特別重度支援加算」については、支給決定がされることを踏まえた内容となっているが、最終的に支給決定は不要とする取扱としたところである。 そのため、対応表については別紙2-1のとおり修正するとともに、インタフェース仕様書については共通編15ページ中の決定サービスコード、「240925:短期入所加算特別重度支援加算Ⅰ対象者」及び「240926:短期入所加算特別重度支援加算Ⅱ対象者」は不要となるため、受給者異動/訂正連絡票情報(支給決定情報)に当該決定サービスコードを設定する必要はないが、当該インタフェース仕様書上はそのまま残すこととするので、ご留意いただきたい。 なお、国保中央会が提供する簡易入力システムを利用している短期入所事業所においては、別紙3「短期入所サービスにおける特別重度支援加算の請求について」を参考に請求されたい。	新規